

# 令和4年度福島県立あさか開成高等学校後期選抜募集要項

〒963-8018 郡山市桃見台 15-1

TEL 024-932-1714

## 1 募集課程・学科

全日制(単位制)の課程・国際科学科

ただし、前期選抜により定員を充足しない場合のみ実施する。

## 2 通学区域

県下一円とする。

## 3 募集定員

募集定員(160名)から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

## 4 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜、連携型選抜又は外国人生徒等に係る特別枠選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

## 5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 6 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

## 7 出願期間

令和4年3月15日(火)から3月16日(水)までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額(404円)の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和4年3月16日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)

② 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

③ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)

④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校

名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書(上記(1)①に同じ)

② 健康診断書(令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの)

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜、連携型選抜又は外国人生徒等に係る特別枠選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は外国人生徒等に係る特別枠選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

## 9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

(2) 志願者は、自己申告書を提出した場合、自己申告書受領書を受け取る。

(3) 提出期間は、令和4年3月15日(火)から3月18日(金)までとする。

郵送の場合には、3月18日(金)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 10 県外からの出願

県外からの志願者は、この要項の「8 出願に必要な書類」に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

(1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

(2) 保護者が県内に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 11 願書受付

- (1) 志願者に対しては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。  
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次に該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ・入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

## 12 出願先変更

志願者は、令和4年3月17日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。  
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校への出願先変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (2) 他の高等学校への出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に、後期選抜出願先変更者名簿(別記様式後期3号)を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 14 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが、内容について精査する。
- (2) 個人面接を実施する。  
面接については、段階評価する。
- (3) 作文を実施する。  
あるテーマについて、800字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。  
作文については、段階評価する。

## 15 面接等の日時及び会場

(1) 日 時 令和4年3月22日(火) 午前9時～午後3時(予定)

(2) 日 程 午前8時15分までに本校に集合すること

8:15 8:45 9:00 9:50 10:10 15:00(予定)

|        |   |     |   |          |
|--------|---|-----|---|----------|
| 点呼・諸連絡 | 休 | 作 文 | 休 | 面 接(昼 食) |
|--------|---|-----|---|----------|

(30分) (15分) (50分) (20分)

(3) 会 場 福島県立あさか開成高等学校

## 16 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、  
(ただし、下敷は使用できない。)

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類  
は持ち込まないこと。

## 17 合格者発表

(1) 令和4年3月23日(水)午後3時以降に本校で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、  
合格を取り消すことができる。

## 18 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校  
校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出  
する。

## 19 障がい等のある志願者についての配慮

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出  
する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関す  
る説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関  
して中学校長を通して志願者に通知する。

(2) 上記(1)以外の者

① 志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要  
と判断した場合には診断書等を提出する。

② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関  
して志願者に通知する。

## 20 その他

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者  
への対応については、令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に定めるところ  
による。